6　産業振興促進計画及びこれに基づく措置の創設

(一)　産業振興促進計画の認定

奄美群島市町村は、振興開発計画に即して、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた産業の振興を促進するための計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。（第一一条関係）

(二)　通訳案内士法の特例等

産業振興促進計画について、主務大臣の認定を受けたときは、通訳案内士法の特例等の適用があることとした。（第一七条～第二一条関係）

7　配慮規定

妊婦の島外への通院等に関する支援、介護給付等対象サービス等の確保等、防災対策の推進、自然環境の保全及び再生並びに再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮規定等を追加することとした。（第二二条～第二四条、第二七条、第二八条及び第三〇条～第三六条関係）

8　主務大臣の追加

主務大臣について、従来の国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣のほか、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加することとした。（第五九条関係）

9　奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第一項関係）

二　小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正関係

1　目的の改正

小笠原諸島における定住の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念及び責務の創設

小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにすることとした。（第二条及び第三条関係）

3　小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項を追加することとした。（第五条関係）

4　小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島振興開発計画に定める事項について、3の小笠原諸島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うとともに、例示化することとした。（第六条関係）

5　産業振興促進計画及びこれに基づく措置の創設

(一)　産業振興促進計画の認定

小笠原村は、振興開発計画に即して、小笠原諸島の特性に応じた産業の振興を促進するための計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとした。（第一一条関係）

(二)　通訳案内士法の特例等

産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、通訳案内士法の特例等の適用があることとした。（第一七条～第二〇条関係）

6　配慮規定

産業の振興、就業の促進、介護給付等対象サービス等の確保等、妊婦の島外への通院等に関する支援、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギー源の利用の推進等並びに防災対策の推進についての配慮規定等を追加することとした。（第二四条及び第二六条～第三八条関係）

7　小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第二項関係）

三　この法律は、平成二六年四月一日（一部の規定については、公布の日）から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（法律第七号）（内閣府本府）

1　産業の振興のための特別措置

(一)　航空機燃料税の軽減

沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄以外の本邦の地域（一定の地域を除く。）との間を航行する航空機又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機に係る航空機燃料税を軽減することとした。（第二七条関係）

(二)　情報通信産業振興計画等

(1)　情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定等に係る規定を廃止し、新たに沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（情報通信産業振興計画）を定めることができることとし、情報通信産業振興計画は、沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第二八条及び第二九条関係）

(2)　情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、政令で定める要件等に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第三〇条～第三四条関係）

(三)　国際物流拠点産業集積計画等

(1)　国際物流拠点産業集積地域の指定等に係る規定を廃止し、新たに沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（国際物流拠点産業集積計画）を定めることができることとし、国際物流拠点産業集積計画は、沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第四一条～第四三条関係）

(2)　国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営む法人は、政令で定める要件等に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第四四条及び第四五条～第四七条関係）

(3)　国際物流拠点産業集積地域に係る指定保税地域の指定その他所要の規定の整備を行うこととした。（第四八条～第五一条関係）

(四)

(1)　金融業務特別地区に係る規定を廃止し、新たに内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第五五条関係）

(2)　沖縄県知事は、沖縄振興基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（経済金融活性化計画）を定め、内閣総理大臣の認定を申請することその他所要の規定の整備を行うこととした。（第五五条の二～第五五条の六関係）

(3)　経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、政令で定める要件等に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第五六条～第五九条関係）

2　雑則等

主務大臣等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一一四条関係）

3　施行期日

この法律は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（法律第八号）（総務省）

1　過疎地域の要件の追加

過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域として、次のいずれかに該当し（ただし、(一)、(二)又は(三)に該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二二年の人口から当該市町村人口に係る昭和六〇年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。）、かつ、財政力指数で平成二二年度から平成二四年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四九以下である市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を追加することとした。（第二条第一項第三号関係）

(一)　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四〇年の人口から当該市町村人口に係る平成二二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四〇年の人口で除して得た数値（以下この号において「四五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。